

し海運界に一大不祥事を勃發せむとするに至るや専務理事は船組組合長等と相互の間に斡旋して船主協會をして該計畫を中止せしめ此の危機を脱せしめ尙進んで船主船員間の協調機關設立に就き盡力中なり。(終)

註(一) 神戸港修築問題

明治四十二年一月神戸港修築第一期計畫成り、議會に於ても之に對する豫算案を通過せしめたるが、該確定案は突堤の數四個にして其の間隔七十間なりし所、本會に於ては種々實況調査の上、船舶擁護上の見地より該案を修正して突堤の間隔を擴大する必要ありとし、衆議院並に大藏省に建議及び請願を爲し尙委員として檜崎猪太郎、吉田有年、吉澤信吉、齋藤千次郎の四氏を上京せしめて衆議院委員會並に大藏省技術委員會等に出席し提案の説明を爲さしめ其の結果衆議院は該請願を採擇したるを以て、大藏省も亦其の計畫を變更し突堤の間隔並に幅員等を現在の如くに變更するに至りたり次に大正十年一月神戸港、第二期修築計畫確定案發表せらるゝや本會は内務省土木局

神戸出帆所長市澤博士並に大藏省臨時建築課神戸出帆所技師長森垣博士を會館に招待して該修築計畫の内容並に方針に關し講演を乞ひ、其後本會に於て調査會を設け研究の末、將來船型増大の傾向に鑑み其の一部に修正を加ふる必要を認め當局と折衝したる結果其の防波堤の形狀並に突堤と防波堤間の間隔、突堤の方向等を變更することゝなりたり。

註(二) 刑法改正問題

従來海難發生したるときは關係船舶職員は海員審判所の審理を受け其結果職務上の過失ありと認められたるときは免狀行使の停止乃至禁止等の懲戒處分を受くる外、動もすれば船主其他利害關係者に對して損害賠償の責を免れず、即ち二重の制裁を受けつゝありたり。然るに明治四十一年改正刑法實施せらるゝや、業務上の過失を罰する新规定あり。爲に海事に關する専門智識に乏しき普通法官は動もすれば海難に際し、其の原因が不可抗力に存する場合と雖も尙且つ船員に過失ありとして之を檢舉するの傾向を生じ茲に船員は一行為に對し三重の制裁を負擔せざるべからざることゝなり、海